

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和８年１月１６日

支出負担行為担当官
高松法務局長 石川 亮

１ 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和８年度高松法務合同庁舎塵芥処理業務
- (2) 内容
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで
- (4) 履行場所
高松市丸の内１番１号 高松法務合同庁舎
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

２ 競争入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号。以下「予決令」という。）第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和７・８・９年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のうち、営業品目「建物管理等各種保守管理」においてＤ等級以上に格付され、四国地域の競争参加資格（以下「法務省競争参加資格」という。）を有し、高松市の一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物収集運搬業の許可及び高松市の産業廃棄物処分業の許可を得ていること。
 - イ 法務省競争参加資格を有し、高松市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている者であって、法務省競争参加資格を有し、高松市の産業廃棄物処分業の許可を得ている他者と共に入札に参加できること。
 - ウ 法務省競争参加資格を有し、高松市の産業廃棄物処分業の許可を得ている者であって、法務省競争参加資格を有し、高松市の一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業の許可を得ている他者と共に入札に参加できること。
- (4) 予決令第７３条の規定に基づき、契約担当官等が定める資格を有する者であること。
- (5) 官公署から指名停止を受けていない者であること。

３ 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用することができる案件である。

４ 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒７６０－８５０８ 香川県高松市丸の内１番１号
高松法務局会計課施設係（担当：吉川）
電話 ０８７－８２１－６２０１（直通）

５ 入札説明書等の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間
令和８年１月１６日（金）から同年２月６日（金）までの間の平日の午前９時から正午まで、及び午後１時から午後５時まで
- (2) 交付場所
上記４の場所及び電子調達システムにおいて交付する。

６ 入札者が提出すべき書類の提出期限等

- 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める書類を下記(1)から(3)までのとおり提出し、審査に合格しなければならない。
- (1) 提出期限
令和８年２月６日（金）午後５時まで
 - (2) 提出場所
上記４の場所又は電子調達システム
 - (3) 提出方法
 - ア 電子調達システムにより提出する場合
電子調達システムに定める手続による。
なお、電子調達システムで入札書を提出する場合は、入札説明書に定める書類のうち、一つ以上を同システムにより提出しなければならない。
 - イ 上記４の場所に提出する場合
持参又は郵送による。

７ 入札書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限
令和８年２月１７日（火）午後５時まで
- (2) 提出場所
上記４の場所又は電子調達システム

８ 開札の日時及び場所

- (1) 日時
令和８年２月１８日（水）午前１０時
- (2) 場所
高松市丸の内１番１号 高松法務合同庁舎
高松法務局１階大会議室及び電子調達システム

９ その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (3) 入札者に要求される事項
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札説明書において示した条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
予決令第７９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

以 上